

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市過疎地域自立促進計画 （変更）	<p>【目的】 過疎地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正等に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 学校へのエアコン設置のための「小中学校教育環境充実事業」の追加等、事業名及び事業内容を追加し、計画を変更するもの。</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成28年度から平成32年度</p> <p>【関係法令】 過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項</p>	対象外		整備地域（大迫地域及び東和地域）を限定した実施計画であるため。
2	花巻市小山田辺地に係る総合整備計画 ※2	<p>【目的】 当該辺地に係る公共的施設の計画的な整備を促進し、その他の地域との生活文化水準の格差是正を図る。</p> <p>【内容】 整備しようとする公共的施設整備に要する経費とその財源内訳を定める。</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成31年度～平成35年度</p> <p>【関係法令】 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項</p>	対象外		整備地域を限定した実施計画であるため。（消防施設整備）
3	花巻市成島辺地に係る総合整備計画（変更）	<p>【目的】 当該辺地に係る公共的施設の計画的な整備を促進し、その他の地域との生活文化水準の格差是正を図る。</p> <p>【内容】 整備しようとする公共的施設整備に要する経費とその財源内訳を定める。</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成29年度～平成33年度</p> <p>【関係法令】 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項</p>	対象外		整備地域を限定した実施計画の変更であるため。（道路・スポーツレクリエーション施設整備）
4	花巻市谷内辺地に係る総合整備計画（変更）	<p>【目的】 当該辺地に係る公共的施設の計画的な整備を促進し、その他の地域との生活文化水準の格差是正を図る。</p> <p>【内容】 整備しようとする公共的施設整備に要する経費とその財源内訳を定める。</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成29年度～平成33年度</p> <p>【関係法令】 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項</p>	対象外		整備地域を限定した実施計画の変更であるため。（道路・消防施設整備）

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
5	花巻市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 職員の勤務時間に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の趣旨に基づき、超過勤務命令の上限規定を設ける。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成31年3月定例会 ②施行日 公布の日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 ②法令改正施行日 平成31年4月1日</p>	対象外		働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の趣旨に基づき、所要の改正であるため。
6	花巻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 一般職の職員の給与に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 平成31年人事院勧告に基づき、給料表、勤勉手当の支給率、宿日直手当を変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成31年12月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		人事院勧告に基づき、所要の改正であるため。
7	花巻市常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 常勤の特別職の給与に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 花巻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、引用条項の文言の整理を行う。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成31年3月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。
8	花巻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 花巻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等について定める。</p> <p>【内容】 平成31年人事院勧告に基づき、期末手当の支給率を変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成31年12月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		人事院勧告に基づき、所要の改正であるため。
9	花巻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 平成31年人事院勧告に基づき、給料表、期末手当の支給率を変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成31年12月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		人事院勧告に基づき、所要の改正であるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
10	花巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 監査専門委員の創設に伴い、監査委員に監査専門委員を追加する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成31年3月定例会 ②施行日 平成31年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方自治法 ②施行日 平成30年4月1日</p>	対象外		地方自治法の一部改正の伴い職名（監査専門委員）を追加するものであるため。
11	花巻市公共施設マネジメント計画【実施計画編】	<p>【目的】 行政サービス・施設等の規模の適正化と持続可能な財政運営の両立を図る。</p> <p>【内容】 公共施設マネジメント計画【基本方針編】に基づき、今後5年間に実施する具体的な取り組みを定める。</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【期間】 平成31年度～平成35年度</p>	対象外		平成28年度に策定した公共施設マネジメント計画【基本方針編】に基づき、今後5年間に実施する具体的な取り組みを定める計画であるため。
12	花巻市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 本市に公設地方卸売市場を設置し、市場の業務の運営及び管理等のほか、必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 ・平成31年10月1日に行われる消費税率の改正に伴い、使用料の額に係る消費税率の改正を行う。 ・市場使用料の算定時に乗じる率を100分の108から100分の110に変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成31年6月定例会 ②施行日 平成31年10月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 平成28年11月28日</p>	対象外		消費税率の改正に伴う所要の改正を行うものであるため。
13	花巻市手数料条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方自治法第227条の規定に基づき徴収する手数料について定める。</p> <p>【内容】 砂利採取法に基づく砂利採取計画（変更）認可審査手数料の改正を行う。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成31年3月定例会 ②施行日 平成31年4月1日</p>	工 義務 権利	才 市税 等	岩手県手数料条例の一部改正に伴う手数料の改正であるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
14	第2期花巻市耐震改修促進計画（変更）	<p>【目的】 建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項及び花巻市地域防災計画に基づき、本市の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等）「ブロック塀等の安全確保に関する事業」を活用するにあたり、ブロック塀等の安全確保に関する事業対象道路を規定する。</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画の期間】 平成28年度～平成32年度</p> <p>【関係法令】 建築物の耐震改修促進に関する法律</p>	対象外		民間建築物に対する支援策にブロック塀等の除却等を追加し、対象となる道路を追加するものであるため。
15	花巻市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例	<p>【目的】 花巻市介護老人保健施設の設置根拠、介護保険の地域密着型（介護予防）サービスの運営等に関する基準、居宅介護（介護予防）支援の運営等に関する基準を定める。</p> <p>【内容】 県において、「指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例」等が廃止され、「社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例」制定により、省令に定めるものをもってその基準とするとされたことに伴い、引用条項の整理を行う。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成31年3月定例会 ②施行日 公布の日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例 ②施行日 平成30年12月19日</p>	対象外		県条例の一本化に伴う所要の改正であるため。
16	花巻市高齢者いきいきプラン2021～2023（花巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）	<p>【目的】 ・老人福祉法に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める。 ・介護保険法に基づき、市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定める。</p> <p>【内容】 市の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標及び計画期間における各年度の介護給付サービスの種類ごとの量の見込み並びに地域支援事業の量の見込みを定める。</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成33年度～平成35年度</p> <p>【関係法令】 ・老人福祉法第20条の8 ・介護保険法第117条</p>	対象外		花巻市保健福祉総合計画（平成24年度～平成33年度）において高齢者施策の基本方針を定めており、本計画は同総合計画の期間内の事業実施計画であるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
17	消防施設整備計画	<p>【目的】 公共施設マネジメント計画に基づく個別施設計画として、消防施設及びインフラ施設の長寿命化を図るための計画</p> <p>【内容】 消防施設（庁舎、屯所）通信指令施設、消防車両、消防水利を有効に活用するため、整備方針と更新時期を定める。</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成31年度～平成68年度</p> <p>【関係法令等】 ・消防分野における公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定について（総務省通知）</p>	対象外		花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針】に基づき、消防の施設について整備方針を定めるものであるため。
18	花巻市消防計画（変更）	<p>【目的】 花巻市の消防機関が防災活動に万全を期すことを主眼とした計画</p> <p>【内容】 関係機関及び市組織の変更等に伴う名称変更</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 昭和49年度～現在</p> <p>【関係法令】 ・花巻市地域防災計画 ・消防組織法</p>	ア 計画	ア 軽微	関係機関及び市組織の変更等に伴う名称変更のみの軽微な変更であるため。
19	花巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例	<p>【目的】 学校給食費を公会計化することに伴い学校給食費の取扱いに関し必要な事項について定める。</p> <p>【内容】 ・市が設置する小学校、中学校において学校給食を実施する。 ・学校給食費負担者から学校給食費を徴収することについて定める。 ・児童生徒・保護者等の権利義務に関することについて定める。</p> <p>【議会および施行日】 ①議会提案 平成31年3月定例会 ②施行日 平成32年4月1日</p>	工 義務 権利	才 市税 等	学校給食費について定めるものであるため。
20	花巻市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 子どものための教育・保育に関する利用者負担額（保育料）に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 平成31年10月1日からの、3歳児～5歳児の保育料無償化に伴う文言修正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成31年9月定例会 ②施行日 平成31年10月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 子ども・子育て支援法 ②法令改正施行日 平成31年10月1日</p>	対象外		法令の一部改正に伴い所要の改正を行うものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
21	花巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 学童クラブの施設の運営基準を定める</p> <p>【内容】 学童クラブの放課後児童支援員認定基準の拡充（「専門職大学の前期課程を修めたもの」を追加）</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成31年3月定例会 ②施行日 平成31年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 ②法令改正施行日 平成31年4月1日</p>	対象外		法改正に伴い所要の改正を行うものであるため。

※1「花巻市八日市辺地に係る総合整備計画」（H30.11.22委員会報告No.1）は事業実施年度変更により策定しないこととなりました。

※2「花巻市北川目辺地に係る総合整備計画」（H30.11.22委員会報告No.2）はNo.2「花巻市小山田辺地に係る総合整備計画」に名称（対象地域）を変更し、策定いたします。